

保育を必要とする事由を証明する書類

各証明書の記載内容に誤りや不備がある場合は選考指数の減点対象となります。提出前によくご確認ください。
 就労証明書に限り、国様式である場合は清瀬市指定様式でなくても使用可能です。
 各証明書、診断書の有効期限は、証明日から3か月以内です（写しでも構いません）。

	保護者の状況	必要書類 ●は必須、数字○はいずれかの提出が必要	備考
1	常勤・パート 内職	●就労証明書（市指定） （変則勤務の方は勤務表も）	就労先等が2か所以上の方は、それぞれの就労先の就労証明書をご提出ください。
2	就労内定先 がある場合	●就労証明書（市指定）	「就労実績」には、就労を開始してからの3か月間の見込みで日数・時間ともに記入を依頼してください。
3	自営業 個人事業主 フリーランス	●就労証明書（市指定） ①確定申告書 （令和6年までに就労を開始した方） ②開業届 （令和7年以降に就労を開始した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、自営業を行っていることが確認できる書類の提出が必要です。 ※左記の書類が提出できない場合 ・報酬のわかるもの・請負契約書 ・営業上必要な材料の仕入れ伝票 等
4	法人経営者	●就労証明書（市指定） ①源泉徴収票（令和6年までに設立した方） ②登記簿謄本（令和7年以降に設立した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、法人の経営者であることが確認できる書類の提出が必要です。
5	自営業の協力者	●就労証明書 ①源泉徴収票または確定申告書 （令和6年までに就労を開始した方） ②青色事業専従者給与に関する届出書 （令和7年以降に就労を開始した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、事業主より給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
6	親族経営会社への 従事者	●就労証明書（市指定） ①源泉徴収票（令和6年までに就労を開始した方） ②雇用契約書（令和7年以降に就労を開始した方）	就労証明書のほか、左記のとおり、雇用契約又は給与の支払いが確認できる書類の提出が必要です。
7	求職中	-	提出書類はありません。
8	病気又は心身に 障害がある場合	①医師の診断書（書式指定なし） ②障害者手帳等の写し	診断書には、保育施設の利用が必要である状況と療養期間の記載（期間が決まっている場合）が必要です。 診断書の内容によっては保育の認定ができない場合があります。
9	親族の介護又は 看護をしている 場合	●介（看）護状況届出書（市指定） ①医師の診断書（書式指定なし） ②ケアプラン 又は 障害者手帳等 の写し	具体的な状況を「介（看）護状況届出書」にご記入ください 届出書については、清瀬市ウェブサイトまたは窓口で入手してください。
10	大学や職業訓練 学校に通学して いる場合	●時間割 ①在学証明書 ②学生証の写し	入学予定の場合（①②が提出できない場合）は、入学決定の分かる書類（合格通知等）を提出してください。
11	出産する場合	●母子健康手帳の写し	表紙および分娩予定日のわかるページの写しを提出してください。